

本連載も残すところ今号を含め、あと2回。この連載を通じて、私自身、改めて高齢期の障害者家族の生活について多様な側面から考へることができました。

今回は、改めて老いる権利と看取る権利を確立するためには、どのように現状の問題をとらえたらよいのかということを整理したいと思います。

高齢期の生活問題は 生涯の節々で生み出される

本連載で取り上げた高齢期の問題の多くは、生涯の節々で生み出されるということです。高齢期の家族に関しては、経済的問題、家族から社会へのケアの移行の困難、自らの老いへの社会的支援の介入の遅れ、移行後の親子関係など、さまざまな問題が生じていることを取り上げてきました。

これらの問題は高齢期特有の問題ということではありません。障害のある子どもの子育て期から、社会資源の不足を補うために、家族が無償で無限のケアを担う「含み資産」として位置づけられ、ケアを最優先に行う生活が当たり前とされてきたことに起因するのです。

4月号で障害者家族においては「子育

て期」が長く続くと表現しました。親に話をきくと、自分の子どもを「赤ちゃんの時と同じ」と表現される方がなかにはおられます。もちろん、年齢や生活経験に伴つて子どもの成長を節々で実感されていますが、子どもの成長に応じて子どもへの関わる内容や時間が変化していく一般的な子育てに対して、幼少期と変わらないケアと生活スタイルをし続けなければならぬ親の生活が、赤ちゃんの頃から同じということなのだと思います。

また、障害を通じての「貧困」という問題の解決も必要です。障害者のケアに専念せざるを得ず、家計がシングルインカム（収入源が1つ）で支えられていること、障害児者のケアには特別な出費が必要なこと、働く期間の低収入は高齢期の低年金に直結すること、それらの結果、障害のあるわが子の自立が困難になつてることなど、表面化していない部分も含め、当事者にとっては深刻な生活問題が生じています。

利用しているけど

「つながつていない」社会資源

ケアの家族依存は、親子の双方の自立をむずかしくしています。依存の問題を

高齢期を迎えた 障害者と家族

老いる権利の確立をめざして

田中智子
佛教大学



たなかともこ／専門は障害者のいる家族に生じる生活問題、障害者福祉援助の専門性。著書に『知的障害者家族の貧困一家族に依存するケア』(法律文化社)、編著に『いつしょにね!! -障がいのある子もない子も大人たちも輝くために』(クリエイツかもがわ)など。

第11回

老いる権利と看取る権利① —高齢期の生活問題の諸相

考える時、障害のある人をとりまく社会資源が、本当の意味で家族を支えるものである必要があります。
たとえば、最近地域で急増している放課後等デイサービスをめぐって、時々「子どもを預けすぎなのではないか」ということを耳にします。確かに、日替わりで行く場所や過ごす仲間が変わる子どものことを考へると、疲れるだろうなという思いも否めません。実際、塩見洋介さん（大阪障害者センター）の報告によると、複数箇所の事業所と契約を交わしている子どもが大半で、その理由として「過ごせる場所が多い方が良い」や「目的別に利用」しているというのも多い状況があります。塩見さんは、このような傾向の背景には、さまざまなおサービスを選んで利用するという意識、つまり消費者目線から取捨選択する姿が広がっていると指摘しています。保護者は、さまざま「売り」を押し出した事業所が地域に点在しているなかで、「うまく利用しなければならない」というプレッシャーを感じているのだと思います。

このような安心できるつながりは、消費者としてはもてないもので、きちんとつながることのできる仕組みとゆとりが必要です。

このような安心できるつながりは、消費者としてはもてないもので、きちんとつながることのできる仕組みとゆとりが必要です。

「当事者にとつては「場」ではなく「ありよう」に着目した暮らししが必要

今回の連載を通じて新たに考えたことは、親の高齢期やケアの移行が障害当事者にとってどういうものであつたのかといたしました。これまでの実践現場や研究における「親亡き後」に関するテーマは、あくまで家族にとつての心配事としてとらえる立場でした。しかしそれは、本人の自立とは少しズレた議論だつ